

田舎と都会の「縁^{えん}」づくり

地域力を高める自治体間交流のすすめ

過疎地域・都市間における自治体間交流に関する調査
報告書概要版

－ はじめに －

過疎地域において、都市をはじめとする他の地域と交流を進めることは、経済的、社会的、文化的な側面で大きな効果をもたらすものであり、自立促進を図る上で、重要な施策であるといえます。

こうした地域間交流の促進は、平成 16 年 6 月に総務省過疎対策室より公表した「今後の過疎対策について～後期 5 カ年計画の推進に向けて～」における具体的な施策方向として位置付けられており、また、平成 17 年 7 月に都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチームがとりまとめた「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進について」の個別検討事項においても、農山漁村と都市との自治体間連携の強化が位置付けられているなど、その取組みへの期待は大きくなっています。

今回の調査は、こうした地域間、特に過疎地域と都市間における姉妹都市・友好都市等の交流の促進・発展に向けて、自治体間交流の実態等を把握するとともに、今後、自治体間交流を進める上でのポイントやその取組みのあり方を明らかにすることを目的として実施いたしました。

このパンフレットは、調査結果について、全国の過疎市町村が、国内自治体間交流を推進する際に持つべき基本認識や心得、及び事業実施時の工夫やポイント等を、事例等を含めながらとりまとめたものです。

このパンフレットが、過疎地域・都市間における自治体間交流を進める上での、いわば“参考書”として広く活用され、地域間交流をきっかけとした過疎地域の活性化・自立促進の一助となれば幸いです。

平成 18 年 3 月

総務省自治行政局過疎対策室

－ 自治体間交流とは －

ここでの自治体間交流とは、国内の市町村間における、相手地域を特定した交流の形態を指します。

具体的には、姉妹都市提携、友好都市提携等に基づく各種交流事業です。

また、このパンフレットでは、目指すべき交流の姿として、行政同士の交流のみならず、相互の地域の人々が草の根レベルで交流する関係づくりを念頭においています。したがって、ここで示す心得やポイント等も、いかに住民レベルの交流に発展・拡大させるということを重視してとりまとめています。

自治体間交流の効果とメリット

「自治体間」の交流では、交流相手先の対象範囲・地域特性・ニーズなどが明確であり、以下の様な特徴があります。

- ◆地域の実情・特性や資源・文化等の相互理解がしやすい。
- ◆互いの「顔」が見えやすく、信頼関係をつくりやすい。
- ◆地域が有する人材・施設等の交流資源を共有することができる。
- ◆公共的な事業の実施や組織の活用がしやすい。

このような特徴を生かした交流を行うことによって、地域において以下のような効果が考えられます。

自治体間交流によって期待される効果
■自然環境、地域資源等の保全 <ul style="list-style-type: none">・ 自然環境や地域資源に対して、外部からの理解を得ることで、不足していた担い手や管理者を確保することができる。
■自地域の魅力の再発見・再認識 <ul style="list-style-type: none">・ 相手地域の人々から、自地域の魅力や資源に対する客観的評価・意見を得ることで、住民が自らの地域を再認識し、保全・美化等の意識啓発に結びつけることができる。
■地域産業の継承や経済の活性化 <ul style="list-style-type: none">・ 特産品の販売や販路の開拓・拡大、来訪者受入れによる観光宿泊産業の活性化、新たな技能・産業の創造等のきっかけとなり、地域の自立・経済活性化に結びつけることができる。
■教育の質の向上 <ul style="list-style-type: none">・ 自地域では体験できない自然・文化・産業の体験や学習の機会を得ることで、人間性、社会性の育成等、教育の充実に結びつけることができる。
■健康・安全等に関する生活の質の向上 <ul style="list-style-type: none">・ 豊かな自然環境での活動や、水源地、食料生産地に対する相互理解が、健康増進や安心感につながり、生活の質や住民サービスの向上に結びつけることができる。
■災害応援の関係づくりのきっかけ <ul style="list-style-type: none">・ 同時被災の可能性が低い地域、災害救助に関する異なる資源を有する地域同士の交流により、災害時の被災者受入れや物資提供等の応援が期待できる。

こうした効果・メリットにより、最終的に……

- 「地域力」の向上**
 - ・ 自地域を見つめなおし、評価される機会を得ることで、地域の弱みを克服し、強みを生かす地域づくりが可能となる。
 - ・ 異なる価値観をもつ人々から社会的・心理的・技術的な刺激や影響を受けることにより、地域活力の創造、地域経営の安定化に結びつけることができる。
 - ・ 自分の地域にはない資源（人やモノ）・意識・感覚を取り入れることにより、今までと違った（または出来なかった）地域づくりが可能となる。

過疎地域と都市地域との交流を行うことにより、都市地域にとっても、「自地域の魅力の再発見・再認識」「教育の質の向上」「健康・安全等に関する生活の質の向上」「災害応援の関係づくりのきっかけ」等の効果が期待されます。

自治体間交流の現状とニーズ

1) 全国の市区町村における自治体間交流の提携状況

全国の約4割の市区町村で、国内の他の市区町村と姉妹都市等の提携を有しています。過疎地域市町村でも同様に、約4割の市町村で、国内の市区町村と姉妹都市等の提携を有しています。

全国 2351 市区町村（市・町・村及び東京特別区）

＜自治体間交流（姉妹都市提携等）を行っている市区町村＞

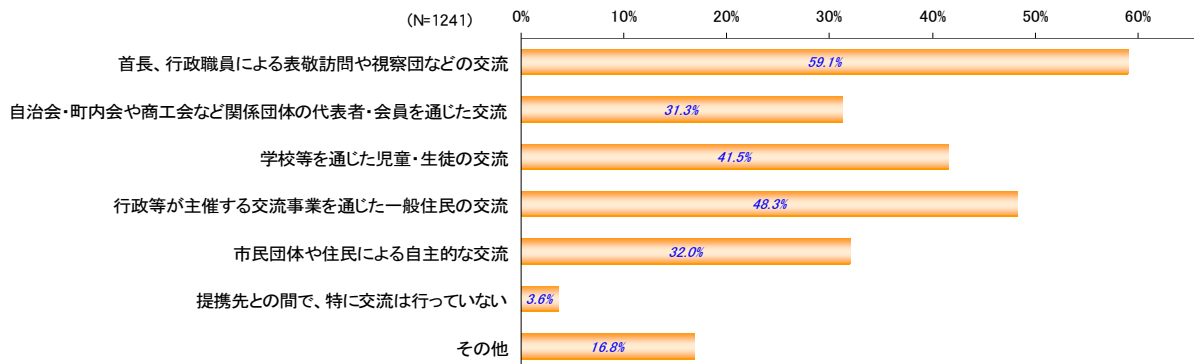
956 市区町村、779 提携（1 団体あたり 1.6 提携）

※市町村数は平成17年9月2日現在。提携数は平成16年版全国市町村要覧による。

2) 姉妹都市との交流状況（市区町村アンケート結果より）

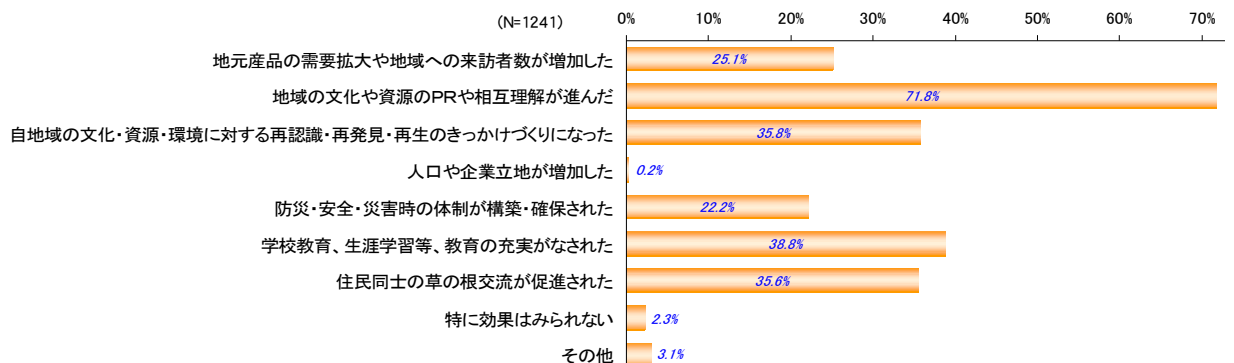
■交流活動の内容

現在実施している交流活動としては、「首長・行政職員による表敬訪問や視察団などの交流」が最も多く、約6割の団体で実施されています。また、「住民の交流」は約半数の団体で実施されています。



■交流によって得られた効果

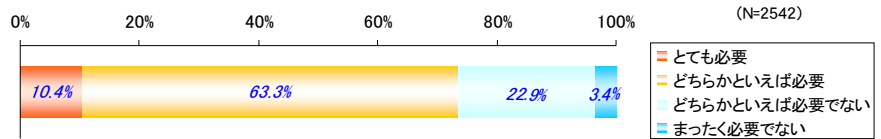
交流によって得られた効果としては、「地域の文化や資源のPR・相互理解が進んだ」が最も多く、約7割の団体で「効果が得られた」としています。



3) 国内姉妹都市に対する住民の意識と交流ニーズ（住民アンケート結果より）

■ 姉妹都市の必要性

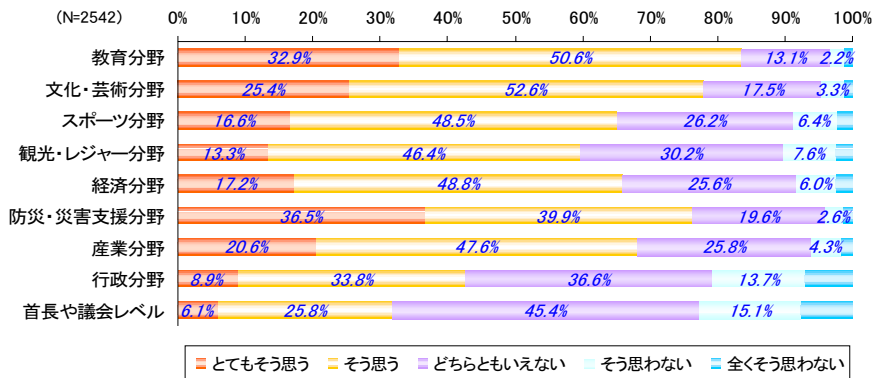
姉妹都市等による交流は、約7割以上が「必要」としています。



■ 充実を図るべき交流の分野

行政や議会に関する交流を除く各分野とも「充実させたい」との意向が強く見られます。

特に、教育、文化芸術、防災・災害支援で高い期待がうかがえます。

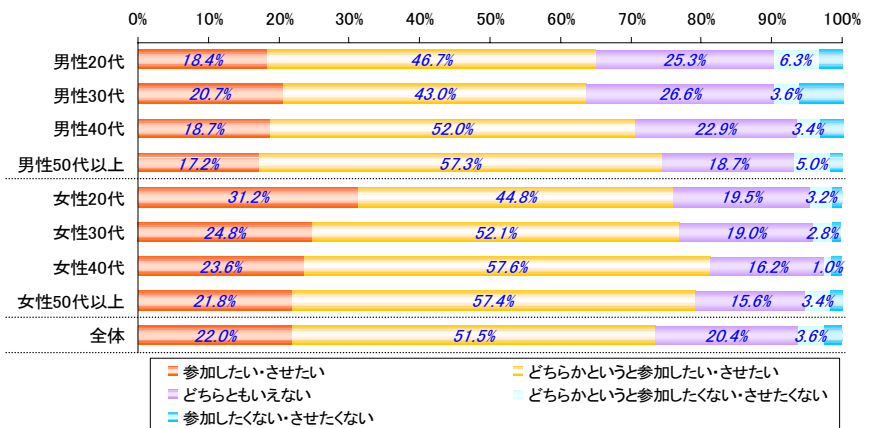
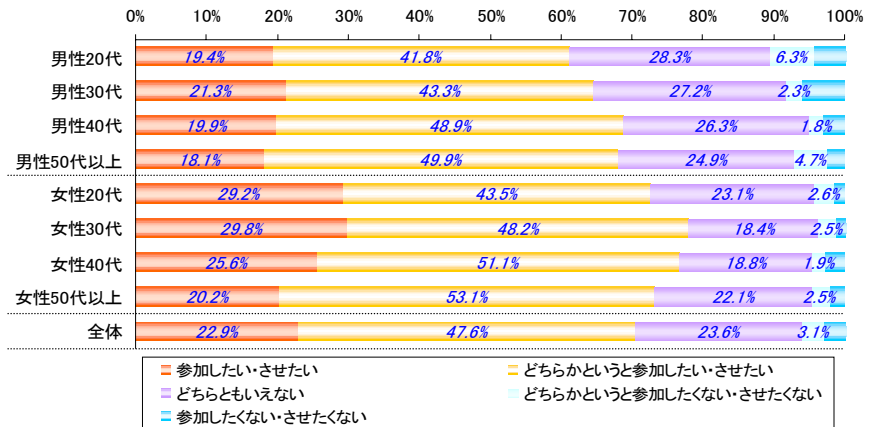


■ 姉妹都市との交流ニーズ

【教育分野の交流への参加ニーズ】

充実の期待が大きい教育分野、文化芸術分野について、性別年代別の参加ニーズを見ると、いずれも男性よりも女性で、若年層よりも高齢層で、より高いニーズがうかがえます。

【文化・芸術分野の交流への参加ニーズ】



自治体間交流を進めるにあたっての心得・意識

- ・ 自治体間交流に取り組むにあたっては、まず、次のような点をその特性として理解する必要があります。

1) 自分の地域を知る

- ・ 自治体間交流に取り組むにあたっては、まず、「自分の地域はどのような地域であるか」ということを、きちんと認識することが大切であり、例えば、歴史、資源、文化、暮らし、人材、環境、施設など、多角的な視点から評価・分析することが必要です。
- ・ その上で、自らの地域の特徴や実情にふさわしい交流相手先を見つけることが必要です。

2) 交流の「ねらい」「目的」を定める

- ・ 「自分の地域はどのような地域であるか」ということを認識した上で、交流の「ねらい」「目的」を定める必要があります。これらは、地域づくりの構想や方向性、現時点の各種施策の取組みに関連づけて設定することが望まれます。
- ・ 交流相手先に何を求め、どのような交流を行うことで、どのような地域づくりを目指すか、交流相手先と協議・相談しながら進めることが大切です。

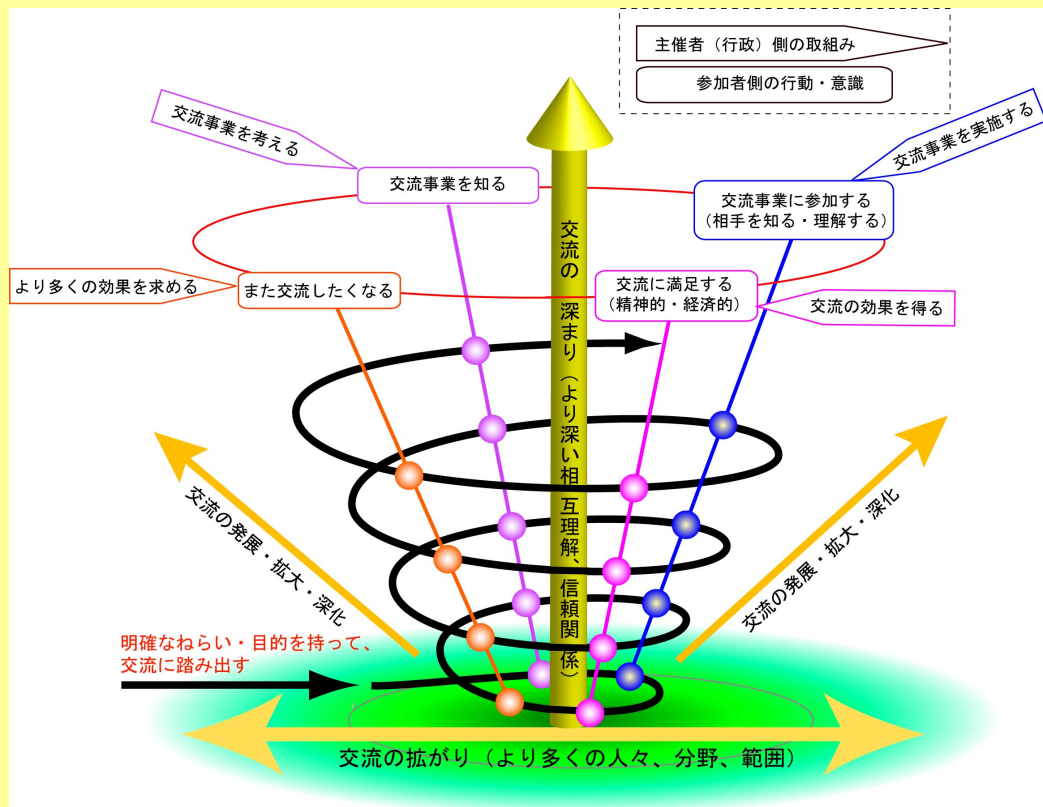
3) 交流に意識を持って取り組む

■「積極的な」意識

- ・ 実際に交流に取り組むにあたり、特にその初期段階では、自地域のことや、自地域がどれだけ交流相手に受け入れられ、理解を得られるか等といった不安や、運営体制・人材等の不足とそれによる実行の不透明さ等から、交流相手に対して積極的な展開や思い切った提案が行えない場合も考えられます。また、近年では、財政的な制約で思うような事業を行えない場合もあり、こうした事情から、都市側のニーズに対して受身にならざるを得ない状況もみられます。
- ・ しかし、交流は相手があって成立するものであり、互いに意見を交換して協議しながら進めていくものです。したがって、このような不安等は、相手とのやり取りを通して解決していくものであり、それにより次の展開方向が見えてくるものです。
- ・ 以上のことから、「ねらい」や「目的」に沿った交流を進めて行くためにも、特に過疎地域側が積極的な意識を持ってその熱意や思いを交流相手に伝えることが重要です。

■「育む」意識

- ・ 自治体間交流を進める上では、交流に関わる主体・分野を拡げつつ相互理解を深め、交流を発展・拡大させていくこと、すなわち交流を「育む」という意識が重要です。
- ・ この「育む」方向としては、交流に関わる主体・分野といった交流の裾野を「拡げる」方向と、相互理解・信頼関係といった付き合いの度合いを「深める」方向の2つがあります。



- ・ なお、交流を「拡大」または「深化」させてゆくための原動力としては、例えば、地域の住民や交流参加者が、その時々交流事業によって精神的な満足感を得ることはもちろんのこと、経済的な満足感を得ることも重要なポイントといえます。

■「相互に理解し、信頼し、高めあう」という意識

- ・ 交流とは、相手があって成り立つものであり、自治体間交流においても、双方の人口・経済等の規模等に関わらず、対等に「学びあう」「理解しあう」というスタンスが重要です。そして、交流の目的や方向性、ニーズ及びそれへの対応可能性についても双方の共通理解に下に進める必要があります。
- ・ 特に、過疎地域と都市地域との交流では、どちらかという「都市地域のニーズに過疎地域が応える」ことで「過疎地域側が経済的な効果・充足」を得るといったパターンが想起されがちですが、より交流の意義を高め、双方にとって実のある交流としていくためには、過疎地域も都市地域の環境・文化・環境等を「理解」して提案をしていくというような、互いに高めあう意識が重要です。そして、そのような相互理解の進展は「信頼関係」の更なる深化につながっていくものといえます。

交流事業を進める上でのポイント

その1 ～「体制づくり」～

- ・ 自治体間交流を行うにあたっては、行政内はもちろんのこと、相手先地域との間、さらには交流に参加・協力する住民や民間団体との間で、交流の目標や期待する効果について、共通の理解を得るためのコミュニケーションを図る体制づくりが必要です。

1) 相手地域とのコミュニケーションの充実を図る体制づくり

- ・ 自治体間交流では、まず、相手地域と十分なコミュニケーションを確保することが重要です。
- ・ お互いの地域が持つ資源のほか、交流の目標やねらい等を話し合い、情報を交換・共有できる定期的な協議の場を用意する必要があります。
- ・ また、自治体間交流を発展させるためには、こうした協議の場に首長をはじめとする行政幹部が参加し、幹部同士の関係づくりを創り上げていくことも重要です。
- ・ さらには、定期的な協議の場以外に、担当者同士が日頃から連絡を取り合うような関係づくりも望まれます。

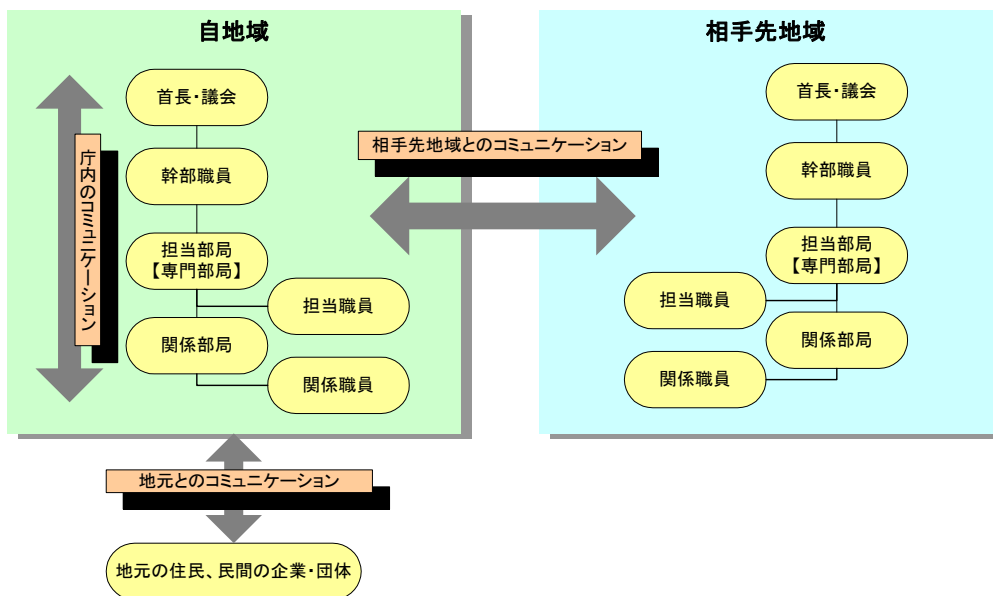
2) 庁内でのコミュニケーションの充実を図る体制づくり

- ・ 相手先地域とのコミュニケーションと同時に、自市町村内の関係部署によって構成される庁内会議の設置等、縦割りによらない庁内コミュニケーションの充実も必要です。
- ・ 自治体間交流事業においては、交流事業の企画、渉外、広報・PR、道具・材料等の調達等、準備段階から実施段階まで、様々な機関や部署との協力・連携が必要となります。
- ・ こうした交流に関わる事業の推進においては、本来、交流事業に関する専門の組織が望まれますが、専門の組織の設置が難しい場合は、幹部会での報告、文書回覧などの方法により、相手地域との協議状況、交流事業の進捗状況、目的・目標に対する達成度などが庁内で適切に共有・理解されるよう努める必要があります。

3) 地域住民や地域団体の参加を促す体制づくり

- ・ また、自治体間交流を発展させていくためには、行政だけでなく、地元の住民や民間の団体・企業等、多くの人々の参加・協力が必要です。
- ・ そのため、上記の行政内部に関する協議・調整等の場に加えて、地域住民や地域団体の参加・協力を促すためのコミュニケーションの場や、それら地元との窓口となる担当の明確な位置付けも重要です。

＜交流にかかるコミュニケーション＞



～共同出資による交流事業運営主体の設立～

- ・ 群馬県川場村と東京都世田谷区の間で行われている「区民健康村事業」では、様々な交流事業が企画され実行されており、その事業の中核をなす組織として「株式会社世田谷川場ふるさと公社」が設置されている。
- ・ 「株式会社世田谷川場ふるさと公社」は川場村・世田谷区の双方の出資により設立され、区民健康村の施設管理業務を行う一方で、健康の森を舞台とした世田谷区の交流事業の企画・推進役として機能している。
- ・ 従業員34名のうち8割は川場村内での雇用となっており、村内の雇用創出にも貢献している。

株式会社世田谷川場ふるさと公社の概要

目的	健康村諸施設の維持管理および世田谷・川場の交流事業の企画立案と運営
資本金	4,000万円（世田谷区と川場村の共同出資）
従業員	34名（うち6名は嘱託・パート） 8割は川場村内での雇用
売上高	567百万円（平成17年3月決算）
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川場村てんぐ山公園の維持管理運営 ・ 森の学校施設維持管理運営 ・ シャトルバス運営 ・ 売店経営（区民健康村のロビー） ・ 食事提供（区民健康村） ・ 健康村（なかのビレッジ、ふじやまビレッジ）施設維持管理運営 ・ 友好の森事業運営 ・ 文化交流事業運営（和紙造形大学、手づくりそばの会、武尊山登山、日帰りバスツアー、レンタアップル、健康村友の会など） ・ 移動教室運営
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表取締役は「区民健康村づくり計画プロジェクト」の座長 ・ 役員には、世田谷区の生活文化部長、区民健康村・ふるさと交流課課長、政策経営部長、および川場村むらづくり振興課長が就任

その2 ～「プログラム」づくり～

- ・ 自治体間の交流事業を発展させていくためには、その内容・プログラムを魅力あるものにしていく必要があります。

1) より多くの協力者を得るための工夫・ポイント

■ 受入れ側の負担を減らし、メリットを高める

- ・ 自治体間交流事業に取り組んでいる団体からは、受入れ側の負担が蓄積し、結果、交流事業が停滞する等という意見がよく聞かれます。特に資源・人材等に制約が多い過疎地域側において、都市側の多様なニーズに細かく対応しようとするが故に、結果として様々な「負荷」がかかり、財政的、精神的な部分も含めて「受入れ疲れ」を起こしてしまうということがみられます。
- ・ このため、受入れにあたっては、無理や一方的な負担がないプログラム運営上の工夫が必要であり、特に交流に参加・協力する民間の方々に対しては、交流が経済的にもメリットがあることを実感できるような工夫も求められます。

～都市住民受入れ農家の経済負担を軽減～

- ・ 岩手県東和町（現：花巻市）と神奈川県川崎市の交流事業の一つとして行われる「ふれあいサマーキャンプ」や「中学校農家生活体験学習」では、東和町内でのホームステイと農業体験で受入れを行っている。
- ・ このホームステイを受入れる農家等に対しては、参加費の中から受入れ者数、泊数に応じて体験指導料が支払われる形となっている。
- ・ 人口規模の小さい農村地域では、受入れができる世帯は必然的に限られてしまい、ボランティアだけでは長続きさせることが難しいことが多い。その点で、こうした受入れ者の負担に応える仕組みは重要である。

2) 地元住民参加を得る工夫・ポイント

■地元住民が主体となって受入れる

- ・ 自治体間交流事業への参加者にとっての楽しみの一つとして、交流先の地域の方々との交流が挙げられます。また、お互いの地域の人々が密に接する機会を設けることは、交流の本質でもあります。
- ・ そのためには、交流事業に地元住民が参加・協力しやすい環境や機会を設けることが重要です。
- ・ 地元の方の参加・協力は、運営スタッフとしての参加・協力のほか、例えば、交流プログラムのインストラクターとしての活躍も期待されます。
- ・ さらに、草の根レベルの交流を進めるためには、交流の「場所」として各地区の集会所を活用する等、できる限り日常の生活に近いところで交流活動を実施することも考えられます。

～市民による交流事業の企画・運営～

- ・ 新潟県川口町と東京都狛江市が行う「寄りあいっこ」事業では、狛江市の4つの「地域センター運営協議会」から選出した「寄りあいっこ」実行委員会が交流内容の企画・運営を行っている。
- ・ 「寄りあいっこ」事業は、狛江市民が川口町内の地区の「寄りあい」に参加するものであり、平成15年から開始され、毎年約40名近くが参加している。
- ・ 「寄りあいっこ」の活動等については基本的に実行委員会に任されており、派遣も実行委員会が主催する。狛江市は、アドバイスや交通費等の助成を行っている。
- ・ 実施時は、市内4つの「地域センター運営協議会」から各10名（40名）程度が選出され、派遣される。なお、狛江市の地域センターは、地域の代表と利用者で組織された「地域センター運営協議会」が館の運営・管理、事業の計画など全て自主運営している。
- ・ 派遣されるメンバーは、概ね固定化しているが、回数を重ねるごとに次回の活動内容等についての議論がなされるなど、自然な流れで活動が発展してきている。
- ・ また、実行委員会のメンバーが川口町を訪問だけではなく、各地域センターが主催するイベント（地域センターまつり等）において、川口町の物産等を紹介するなど、地域での紹介活動も行っている。



3) より多くの参加者を導くための工夫・ポイント

■各年代が楽しめる多彩なメニューの用意

- ・ より多くの参加者を導き、交流を「拡大」させていくための一つの方法として、各年代が楽しめる多彩なプログラムを用意することが挙げられます。
- ・ アンケート調査によると、一般的に「女性」「高齢者」の交流ニーズが高いといえますが、例えば、「スポーツ」「観光レジャー」といった分野では若年層のニーズも高く、また学校を通じた子供たちによる交流に対する期待も大きくなっています。
- ・ こうしたことを踏まえ、地域の特性を活かしつつ、多彩なプログラムを効果的に組み合わせることが望まれます。

■ステップアップが出来るプログラム構成

- ・ 交流を「深める」ためには、交流プログラムをできるだけ継続し、リピーターを確保することも必要です。
- ・ そのためには、もう一度来たくくなるようなプログラムの仕掛けが考えられます。
- ・ 例えば、農産物のオーナー制度や、段階的にスキルの向上・ステップアップを図る作業体験プログラム等が考えられます。

～参加する度にスキルアップができる交流プログラム～

- ・ 群馬県川場村と東京都世田谷区の「区民健康村」事業の中の「友好の森事業」の活動の一つに、森林の保全・育成に貢献できるボランティアの養成を行う「やま（森林）づくり塾」がある。
- ・ 「やま（森林）づくり塾」には、家族向けに簡単な森林作業や森に親しむ体験を行う「体験教室」、具体的な森林作業を行いながら、林業への理解と森林保全技術の習得を図る「養成教室」、養成教室の修了者を対象に、より高度な技術や専門知識の取得を図る「専科教室」の3つの教室があり、参加者がスキルアップを図ることができる。
- ・ 「専科教室」の卒業生は、村内の民有林の保全作業を行うボランティアグループ「やまづくりくらぶ」にも参加することで、本格的な森林保全活動の実践も可能となっている。



■自治体間交流についての積極的な広報・PR

- ・ 市民アンケートを見ると、「姉妹都市」という言葉は知っていても、自分が住む市町村の姉妹都市等を知らないケースが多くなっています。このため、交流相手や交流事業の取組みについて積極的なPRが求められます。
- ・ このPRの方法としては、広報誌での紹介や、ホームページでの掲載・相互リンク、交流イベント時の物産展の開催等が多くみられていますが、その他、担当者や住民が積極的に相手先地域に出向く等、地域内の生涯学習の場で相手地域を紹介すること等も効果的と考えられます。

～市民講座で相手地域を紹介～

- ・ 東京都狛江市では、市民向けの「狛江市まなび講座」の中で、「ふるさと友好都市川口町（行ってみよう自然豊かな狛江のふるさとへ）」という講座を開催し、友好都市である川口町の紹介を行っている。
- ・ 「狛江市まなび講座」は、狛江市民が主催する学習会などに市の職員が出向き、行政の制度や市政の取組みなどの説明を行う制度で、市民は10人以上の受講者がいれば、希望する講座を開催できる。

「狛江市まなび講座」一覧（一部抜粋）

番号	講座名	サブタイトル	担当課
1	狛江市の概要	狛江市ってどんなまち	企画経営室
2	狛江市の基本計画	水と緑の住みよいまちづくり	企画経営室
3	地方分権ってなに	みんなでつくろう個性あるまちづくり	企画経営室
4	青少年の健全育成	健全育成のしくみ	市民協働課
5	女性問題ってなあに	男女共同参画社会を目指して	市民協働課
6	狛江市の財政	今、財政状況は？！	企画経営室
7	市の入札・契約制度	公共工事入札・契約制度について	契約課
8	狛江市の市民参加	市民参加の方法	市民協働課
9	狛江市の市民協働	市民協働の取り組み	市民協働課
10	NPO法人ってなに？	NPO法人の基本から法人設立認証申請まで	市民協働課
11	地域・地区センターの利用法	活用しましょうみんなのコミュニティー施設	市民協働課
12	ふるさと友好都市川口町	行ってみよう自然豊かな狛江のふるさとへ	市民協働課
13	わがまちの防災対策	災害が発生したらあなたはどうしますか	総務防災課
14	職員課の仕事	職員課の仕事とは？	職員課
15	透明・公正な市政とプライバシー保護	情報公開制度と個人情報保護	情報課
16	市民課窓口の仕事	わかりやすい市民課窓口手続き	市民課
17	市税について	暮らしと税金	課税課
18	市税等の徴収について	市税の徴収とはどんなこと	収納課
19	国民健康保険のしくみ	みんなで支え合う国民健康保険	保険年金課
20	老人医療のしくみ	老人医療保険制度について	保険年金課

狛江市ホームページより

その3 ～交流を支える環境づくり～

- ・ 自治体間交流事業を発展させていくためには、交流自体を実施する拠点や資源の質を高めるとともに、交流の実績・蓄積を積極的に活用していくことが必要です。

1) 地域環境を活かした交流事業の展開

■ 拠点を活かす

- ・ 交流プログラムを行う場所としては、農業体験交流などに代表されるようなフィールドワークを重視する一方で、滞在の拠点となり、地域の特性や資源を紹介・PRしたりする拠点的施設を整備し、交流の象徴として積極的に活用することが考えられます。

～地域資源の啓発と交流活動の拠点施設「森と水の源流館」～

- ・ 奈良県川上村では、平成14年に、村の出資により、流域自治体からも参画を得て「財団法人吉野川紀の川源流物語」を設立し、その財団が運営を担う「森と水の源流館」を建設している。
- ・ この施設では、吉野川・紀の川源流の自然環境や文化が紹介されているほか、森林保全等に関する専門職員が配置され、水源地保護に関する啓発や活動の拠点となっている。



(施設の外観)

(館内)



「森と水の源流館」施設概要

運 営	財団法人吉野川紀の川源流物語
開 業	平成14年
収 入	入館料、会費収入、各種委託事業収入等
展示内容	源流の森シアターを中心に、源流の森地付近の動植物の生態、川上村の民俗歴史等
実 績	開業から平成17年度までで、延べ6万5千人
職 員	館長、事務局長、事務局次長、学芸員・案内人4名、臨時職員1名

■人的資源を活かす

- ・ 交流において、地元住民の参加・協力を呼びかける中で、特に、体験交流活動等に関するインストラクターを適切に確保し、活躍の場を設けることは重要です。インストラクターの充実、交流プログラムの充実につながるものであり、例えば釣り、山菜探し、工芸、昔遊び、郷土料理など、多様な分野の達人や名人を発掘・把握し、交流事業に参画してもらうことが、“地域を元気にする自治体間交流事業”を行うためのポイントといえます。
- ・ さらに、新たな地域力の創造・発見・育成のためには、都市地域の高度な知識、技術、ノウハウを有する人材を積極的に過疎地域に呼び込み、交流を深めることも必要です。

■双方の関係性・イメージを活かす

- ・ 各地域の地理的条件は千差万別であり、その特徴は自己分析によって把握する必要がありますが、その活用方策については、多角的に捉える必要があります。
- ・ 例えば、交流先との距離やアクセス性、交流先に対する地域住民のイメージ等を交流に積極的に活用することが望まれます。

～「いも」を通じた遠距離交流～

- ・ 「さつまいも伝来の地」である鹿児島県山川町と、「じゃがいも（男爵いも）生産日本一」の北海道倶知安町の間では、共通の地域資源である「いも」を通じた交流を行っている。
- ・ 直線距離にして約 1600km 離れた遠距離交流であるが、平成 7 年には姉妹都市を締結し、双方のイベントへの参加や、小学生・高校生の交換留学、学校給食に双方のいもを取入れる等の交流を行っている。
- ・ 実際に双方の地域を訪れる直接的な交流は少ないが、「いも」という身近なテーマであることや、気候風土が大きく異なる地域同士の交流であること等から、住民の興味は高く、イベント時の物産展や、相互の特産品贈呈（さつまいもとじゃがいも、花と雪）に対する人気・満足度も高い。



高校生短期留学の様子



フラワーフェスティバル（旧山川町）での両町交流

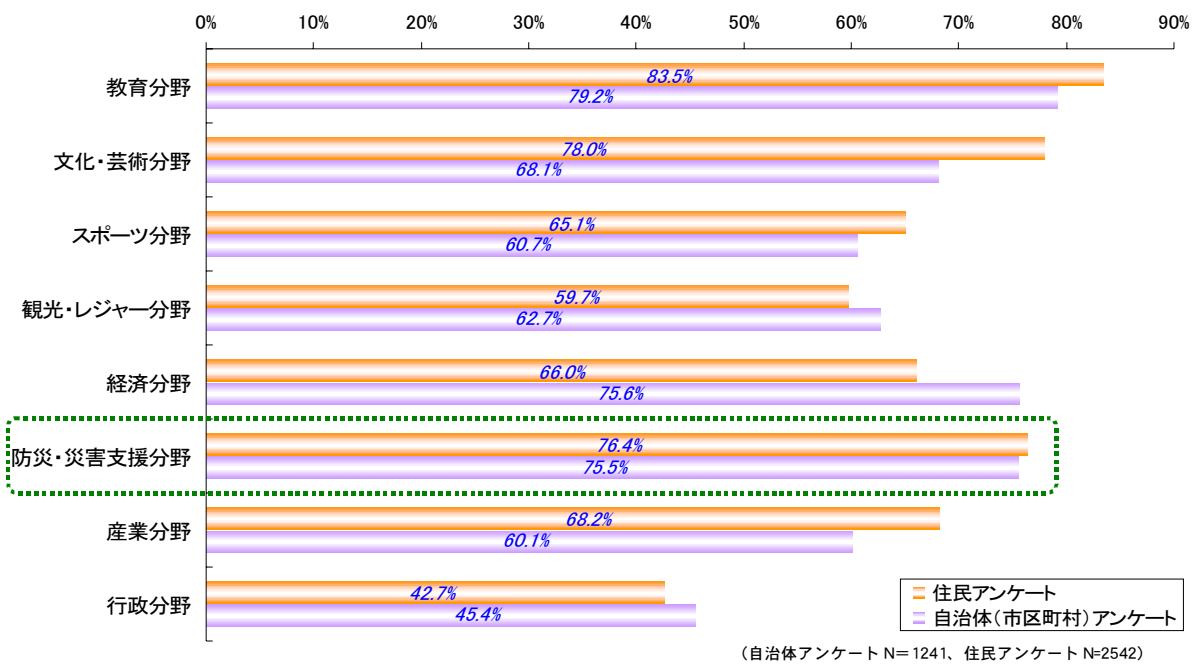
その4 ～交流を通じた「安全・安心」の向上～

- 自治体間交流では、交流による双方の地域間での相互理解・信頼関係の高まりを、地域の「安全・安心」に結びつけていくことも期待されます。

1) 災害時相互応援協定のニーズ

- 阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の経験から、同時被災の可能性が低い、離れた地域との災害時相互応援に関するニーズが高まっています。
- 本調査で行った住民アンケートにおいても、災害時相互応援協定に対する期待は高く、行政側も、今後の交流において、防災・災害支援分野の交流を充実させたいとの意向が約8割に上っています。

■防災・災害支援分野に関するニーズ【自治体（市町村）アンケート・住民アンケートの結果より】



※上記グラフの「ニーズ」は、各分野について、「充実を図るべきか」との問いに対する「とてもそう思う」「そう思う」の合計値

2) 災害時相互応援の取組み

- ・ 災害時の相互応援では、「交流先との協議体制の設置」のほか、災害発生時の円滑な応援・支援を得るために必要な事項として、「日頃からの密な情報交換」「行政内の体制の構築」「災害発生時の行動マニュアル・規定等の作成・周知」といった点が必要とされています。
- ・ このため、市町村間の災害時相互応援協定の締結やその体制整備等を図り、平時の交流の中で実際の災害を具体的に想定した協議や、支援者や支援物資の受入れを円滑に行うための訓練等を継続的に行うとともに、相互の信頼関係を深めていくことが重要です。
- ・ さらに、これら被災地に赴いたり物資等を届けたりする応援のほか、被災者を一時的に受け入れるといった支援も、同時被災の可能性が低い遠距離間での応援のあり方として効果的であるとみられています。市町村アンケート調査では、「被災地の住民等の一時的な受け入れ」を盛り込んでいる協定は全体の半数程度ありますが、実際の災害時には、住宅を失った方や要介護者に対する支援としてその期待は大きいものといえます。
- ・ また、災害時における過疎地域・都市間の応援のかたちとして、行政同士の協定によらない、民間レベルでの取組み例も見られます。全国商店街震災対策連絡協議会が運営する「震災疎開パッケージ」は、年会費を支払うことで、災害発生時の「疎開先」を確保するとともに、災害が発生しなかった場合には、疎開先地域の特産品が送られてくるというものであり、日頃から疎開先下見ツアーや各種コミュニケーションをとることで、「第二のふるさと」としての意識を普段からつくり、地域への愛着をもって交流することを念頭においたものとなっています。
- ・ 今後は、行政同士の交流基盤や仕組みづくりのみならず、こうした民間レベルの取組みも織り交ぜて交流促進を図っていくことが重要です。

～平時の交流が災害時の支援に大きな効果をもたらす～

- ・ 新潟県川口町と東京都狛江市では「ふるさと友好都市」の提携後、災害時相互応援協定を締結している。両市町間では、定期的に消防団の研修や物資輸送訓練等を実施し、相互の信頼関係や地理的条件の把握が進んでいた。
- ・ そのような中、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震では、川口町周辺の主要道路が寸断されたにもかかわらず、狛江市の消防団による応援隊が川口町に一番乗りし、救援物資の仕分け避難住民の支援等を行った。

「田舎」と「都会」の自治体間交流事例

★群馬県川場村－東京都世田谷区【区民健康村相互協力に関する協定（縁組協定）】

～幅広い参加と協力による交流～

概要・経緯

昭和 56 年に、世田谷区の「区民健康村」として川場村が選定されたのをきっかけに、世田谷区小学生による「移動教室」をはじめ、幅広い分野の交流事業が展開されている。

交流にあたっては、行政による「区民健康村事業推進会議」のほか、川場村・世田谷区の共同出資によって設立された「株式会社世田谷川場ふるさと公社」が、各種交流事業の企画・運営・設備管理等を行っている。

主な交流活動

【移動教室】

「区民健康村」の施設である「ふじやまビレッジ」「なかのビレッジ」において、世田谷区立の全小学校の 5 年生全員が、農業体験や登山などの屋外活動を行っている。農業体験の場所提供や指導には、地元農家の協力がある。

「移動教室」の様子



「ふじやまビレッジ」



【その他】

森林保全に関する体験活動から本格的な森林保全技術の習得までが可能な「友好の森事業」、区民がりんごの木のオーナーとなる「レンタアップル」等の事業がある。

今後は、文化をテーマとした交流や、川場村農産物のブランド化と世田谷区への販売拡大等により、さらに幅広い交流の推進と川場村の自立・活性化への効果を目指している。

★新潟県川口町－東京都狛江市【ふるさと友好都市提携】

～住民参加による地域ぐるみの交流と「助け合い」～

概要・経緯

川口町出身である狛江市住民が、市内のイベントで川口町の物産を紹介したことがきっかけとなり、その後、行政間の交流、川口町内での交流拠点施設の完成等の後、昭和 62 年、川口町制施行 30 周年を契機に、「ふるさと友好都市」提携が結ばれた。

交流を進めるにあたっては、「ふるさと友好都市推進協議会」が設置され、双方から 4 名ずつ計 8 名の委員により、各種交流事業の立案、調整、情報交換を行っている。

主な交流活動

【寄りあいっこ】

「寄りあいっこ」は、狛江市民が川口町内の地区の「寄りあい」に参加するものであり、平成 15 年から開始され、毎年約 40 名近くが参加している。現地では、意見交換のほか、地区散策や郷土料理講習等の交流が行われている。

「寄りあいっこ」の様子



【その他】

川口町内では狛江市内小学生のキャンプ、狛江市内では小学校での稲（こしひかり）の栽培学習、川口町特産品販売の斡旋、多摩川いかだレースへの川口町民の参加等が行われており、行政のみならず、民間による主催事業も含めて、多くの交流事業が行われている。

また、昭和 63 年には災害時相互応援協定を提携し、日頃から研修や訓練を行っていた結果、新潟県中越地震時には狛江市の消防団がいち早く川口町に到着し、応援活動にあっている。

★山梨県高根町（現：北杜市）－東京都羽村市【姉妹都市提携】

～自然休暇村を中心とした、住民レベルの幅広い交流～

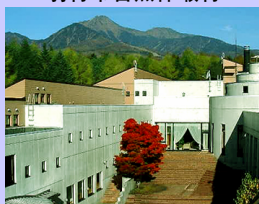
概要・経緯

平成元年に、高根町（現：北杜市）の清里地区に「羽村市自然休暇村」が開設されたのをきっかけとして、同施設を中心とした交流が進んでいる。平成 8 年には姉妹都市の提携を結び、さらなる交流の発展を進めているほか、平成 12 年には両市による「姉妹都市事業連絡協議会」を設置し、両市の市長以下 3 役も出席して、定期的な情報交換と交流事業の企画等を行っている。

主な交流活動

【高根ふるさと太鼓の夕べ】
自然休暇村において、毎年夏に、「高根ふるさと太鼓保存会」と「羽村太鼓普及会」による太鼓の演奏と参加者相互の交流が行われている。

羽村市自然休暇村



高根ふるさと太鼓の夕べ



【その他】
羽村、高根双方の小学生が参加して交流する「ふれあい林間学校」、「高根町新春ふれあい囲碁大会」、及び「羽村市産業祭」「高根いきいきふるさと祭り」での双方の特産品出典等が行われている。
その他、自然休暇村を拠点として、高根地区のボランティアや住民有志の協力により、夏休みお話し会や太陽観望会、星空観望会などが開催されているほか、民間の団体・サークル等がスポーツ・文化等の交流を行っており、行政が詳細を把握していない草の根レベルの交流も多い。

★奈良県川上村－和歌山県和歌山市【吉野川・紀の川水源地保護に関する協定】

～「水源地の保護」をテーマとした、吉野川・紀の川流域の上下流域間の交流～

概要・経緯

吉野川・紀の川の水源地に位置する川上村では、平成 6 年の第 3 次総合計画において「水源地のむらづくり」を掲げ、水源地の保護をテーマにした交流に取り組んでいる。
平成 14 年には、「森と水の源流館」が整備され、水源地保護の啓発や活動の拠点となっているほか、平成 15 年には川上村・和歌山市との間で「吉野川・紀の川水源地保護に関する協定」が締結され、広く市民を巻き込んだ「水源地保護」をテーマとする交流が進んでいる。

主な交流活動

【和歌山市民の森づくり事業】
和歌山市民の森は、川上村の水源地の森付近の森林の一部（約 1ha）を和歌山市が川上村から無償で借り受けているものであり、現在、「水源地保護事業」の一環として、市民の手による朽木の伐採、二次林の手入れ、下草刈り、植樹等の森づくり体験を専門家（森と水の源流館職員）の指導のもとで実施している。

「森と水の源流館」内の水源地保護活動の紹介掲示



【その他】
川上村立川上小学校の 5・6 年生と、和歌山市加太小学校 5 年生により、毎年夏休みに小学校体験交流事業が行われている。川上小学校の児童は、加太小学校近くの海岸で海水浴や釣り体験等を行い、加太小学校の児童は、川上村の森と水の源流館や水源地で環境学習を行うとともに、川遊び等の体験を行い、相互の交流を深めている。
また、近年では流域の市民グループによる独自の森林保全や体験交流活動等も行われている。

過疎地域・都市間における自治体間交流に関する調査

研究会委員名簿(敬称略)

座長

宮口 侗迪

早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授

委員(五十音順)

黍嶋 久好

愛知大学 三遠南信地域連携センター 上席研究員

久保田 桂子

株式会社マグネットインターナショナル 代表取締役

榊田 みどり

農業ジャーナリスト

宮内 実

群馬県川場村 むらづくり振興課長

事務局

総務省自治行政局過疎対策室

株式会社価値総合研究所